第二十二条の十一第四項第一号イ及び第五項第七号中「次条」を「第二十二条の十一の三」に改め、同条第二十九項中「、第三十五項及び次条」を「及び第三十五項並びに第二十二条の十一の三」に改め、同条第三十八項中「同条第四項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十二条の十一の二第一項中「前条第二項」を「第二十二条の十一第二項」に、「前条第三項」を「第二十二条の十一第三項」に、「前条第四項の」を「第二十二条の十一第四項の」に、「前条第五項」を「第二十二条の十一第五項」に、「前条第七項」を「第二十二条の十一第七項」に、「前条第八項」を「第二十二条の十一第八項」に、「前条第九項」を「第二十二条の十一第九項」に、「前条第十一項」を「第二十二条の十一第十一項」に、「前条第十二項」を「第二十二条の十一第十二項」に、「前条第十三項」を「第二十二条の十一第十三項」に、「前条第十四項」を「第二十二条の十一第十四項」に、「前条第十五項」を「第二十二条の十一第十五項」に、「前条第十七項」を「第二十二条の十一第十七項」に、「前条第十八項」を「第二十二条の十一第十八項」に、「前条第四項第一号イ」を「第二十二条の十一第四項第一号イ」に改め、同条第二項中「前条第二十四項」を「第二十二条の十一第二十四項」に改め、同条第三項中「前条第二十五項」を「第二十二条の十一第二十五項」に、「前条第二十六項」を「第二十二条の十一第二十六項」に改め、同条第四項中「前条第二十七項」を「第二十二条の十一第二十七項」に改め、同条第五項中「前条第二十八項」を「第二十二条の十一第二十八項」に改め、同条第六項中「前条第二十九項」を「第二十二条の十一第二十九項」に改め、同条第七項中「前条第三十項」を「第二十二条の十一第三十項」に改め、同条第八項中「前条第三十一項」を「第二十二条の十一第三十三項」に改め、同条第九項中「前条第三十四項」を「第二十二条の十一第三十四項」に改め、同条第十項中「前条第三十六項」を「第二十二条の十一第三十六項」に改め、同条第十一項中「前条第三十項」を「第二十二条の十一第三十項」に改め、同条第十二項中「前条第二十九項」を「第二十二条の十一第二十九項」に改め、同条第十三項中「前条第三十六項」を「第二十二条の十一第三十六項」に改め、同条を第二十二条の十一の三とする。

第二十二条の十一の次に次の一条を加える。

第二十二条の十一の二　法第六十六条の七第四項の規定の適用を受けた内国法人は、施行令第三十九条の十八第二十四項に規定する書類を、法第九条の六第一項、第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項若しくは第九条の六の四第一項の規定により法第六十六条の七第四項の規定による外国法人税の額（法第九条の三の二第三項第二号又は第九条の六第一項に規定する外国法人税の額をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）とみなされる金額を控除した日又は法第九条の三の二第三項の規定により法第六十六条の七第四項の規定による外国法人税の額とみなされる金額が控除された日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。

2　施行令第三十九条の十八第二十四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第六十六条の七第四項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額（施行令第三十九条の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び法第六十六条の七第四項の規定による外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

二　前号に規定する税が課されたことを証するその税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその税に係る書類及びその税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類並びに個別計算外国法人税額に関する計算の基礎となる書類

第二十二条の十三を次のように改める。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第二十二条の十三　法第六十六条の十三第一項に規定する財務省令で定めるものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号）第二条第一項に規定する経営資源活用の共同化推進事業者に該当する法人とする。

2　法第六十六条の十三第一項に規定する財務省令で定める法人は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第二条第二項に規定する特別新事業開拓事業者に該当する法人とする。

3　施行令第三十九条の二十四の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に記載された法第六十六条の十三第一項に規定する特別新事業開拓事業者の株式とする。

4　施行令第三十九条の二十四の二第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項又は第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に法第六十六条の十三第二項に規定する適格分割等により引き継ぐ同項第二号に規定する特別勘定の金額に係る同条第一項に規定する特定株式として記載されたものとする。

5　法第六十六条の十三第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六十六条の十三第二項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　法第六十六条の十三第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び第五号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　法第六十六条の十三第二項に規定する適格分割等の年月日

四　法第六十六条の十三第二項第二号の特別勘定に係る特定株式を発行した法人の名称

五　法第六十六条の十三第二項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第二号に定める特別勘定の金額

六　その他参考となるべき事項

6　法第六十六条の十三第十項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特別勘定を設けている法人の同項の各事業年度について、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。

7　施行令第三十九条の二十四の二第八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類（次項及び第九項において「共同化継続証明書」という。）に法第六十六条の十三第十一項第一号に規定する特別勘定の金額のうち同号の規定により取り崩すべきこととなつた金額として記載された金額とする。

8　施行令第三十九条の二十四の二第九項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、共同化継続証明書に法第六十六条の十三第十一項第五号に規定する特別勘定の金額のうち同号に規定する剰余金の配当を受けたことにより取り崩すべき金額の計算の基礎となる金額として記載された金額とする。

9　施行令第三十九条の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の日から五年を経過した法第六十六条の十三第十二項の特定株式として記載されたものとする。

10　法第六十六条の十三第十三項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類とする。

第二十二条の十九の二第一項中「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十六項」に、「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十七項」に改める。

第二十二条の二十七の見出し中「特別償却等」を「特別償却」に改める。